

保健室だより

2023. 5 月発行 和工定保健室

WHO(世界保健機関)は、2023年5月3日時点で、世界の7億6,500万人が新型コロナウイルス感染症に感染して、692万人以上が死亡したと発表しました。

そして、5月5日国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の終了を宣言しました。

危機対応が3年以上続いた新型コロナは、他の感染症と同様「管理」していくものとなる。ただ根絶されておらず今後も感染拡大が起こるリスクは残っていると強調しました。



2023年5月8日感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)は疾病である「新型コロナウイルス感染症」が2類から5類に変わりました。

これに伴い学校保健安全施行規則の一部を改正する省令が令和5年5月8日から施行されることとなりました。改正の概要です↓

1 「新型コロナウイルス感染症」の第2種の感染症への追加(18条第1項第2号)

2 「新型コロナウイルス感染症」に係る出席停止期間の基準の設定(19条第2号)

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとする基準を規定に加えたこと。

3 改正省令は令和5年5月8日から施行されること。

感染症法の5類への移行により、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も2023. 5. 8改訂されました。

そして、県からのガイドラインに従い今後学校の感染症予防をしていきます。

3年余りの感染症に一つの節目を迎え感染状況が落ち着いている今、改めて

「教室の換気」・「石けんによる手洗い」・「咳エチケット」

といった日常的な対策を継続しましょう。

2023. 3. 13日からマスクの着用は、個人の主体的選択(着脱)を尊重し、個人の判断が基本となりました。マスクの着用は自分自身を守ると同時に、他者に広めない様にするものです。

「時」「場所」「自分の体調」に応じて使い分けることが重要です。

「医療機関」「高齢者施設」「免疫の弱い人」が居る場所には着用しましょう。

2種へ追加となった、「新型コロナウイルス感染症罹患申出書用紙」が裏にあります



換気しよう



新型コロナウイルス感染症罹患申出書（定時制）

和歌山工業高等学校長 様

第 学年 科（組）生徒氏名 _____

この度、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染しているものと診断を受けた、または個人で抗原検査を行い陽性反応が出ましたので、症状の経過報告を申し出いたします。

記

1、症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

2、欠席の理由（該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。）

○印	理由	詳細
	医療機関で診断を受けた	診断日：令和 年 月 日 医療機関名（ ） 医師の指示事項 （ ） ※医療機関の証明は不要です。
	個人で抗原検査を行った	検査日：令和 年 月 日

3、経過報告

	月日	測定時刻	体温	その他
0日目（発症日）	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
1日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
2日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
3日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
4日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
5日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
6日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
7日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
8日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	

- ※ 学校保健安全法施行規則において、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。
- ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____